

「永住許可に関するガイドライン」の一部改正に関する意見募集 の結果について

令和元年5月31日

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課

本年3月28日から4月26日までの期間、「永住許可に関するガイドライン」の一部改正に関するご意見を募集したところ、同改正案について15の個人・団体から御意見をいただきました。御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は別紙のとおりです。

今回御意見をお寄せ頂きました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
永住許可の要件に対する御意見		
1	「特定技能1号」及び「技能実習」も居住要件の就労資格として認めるべきである。	「特定技能1号」及び「技能実習」については、在留できる上限の期間がいずれも5年であり、何らかの在留資格に変更しない限り、その上限を超えての長期滞在が想定されないため、「永住許可に関するガイドライン」にいう居住要件の就労資格に含めないこととしています。
2	ガイドライン1(3)アの「就労資格(在留資格「技能実習」及び「特定技能1号」を除く。)」の部分は良い。	今回の「永住許可に関するガイドライン」の一部改正は、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、同ガイドラインに同在留資格の取扱いを明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図るためのものであり、法務省としても制度を適切に運用してまいります。
3	ガイドライン1のただし書にある「日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない」という部分は削除すべきである。	日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、「永住許可に関するガイドライン」の1(1)及び(2)に適合することを要しないこととしていますが、同ガイドラインの1(3)の国益要件に合致している必要があり、永住許可に当たっては、厳格に審査しています。
4	罰金刑や懲役刑など、とあるが、などが何なのかが分からない。申請者が分かるように書くべきである。	「永住許可に関するガイドライン」の1(1)イの「罰金刑や懲役刑などを受けていないこと」とは、罰金刑や懲役刑に処せられた場合を含め、著しく公益を害するような行為をするおそれがないことを想定しています。
5	税金とは、世の中の全ての税金を指しているのか。その場合、この改正後は、世の中の全ての税金を適正に払っていることを証明しなければ、永住許可はもらえないということなのか。	地方税として住民税、国税として、源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税並びに贈与税について納税状況を確認する予定です。なお、申請時の提出資料については、法務省のホームページで御案内する予定です。
6	「年金及び保険料の納付義務」という表現は不適切である。また、年金及び保険料がそれぞれ何を指すのか不明である。	御指摘を受け、公的義務の内容について誤解のないように記載を修正させていただきます。
7	ガイドライン1(1)については、「法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいると認められるものであること。」と変更するのが望ましいのではないか。	「永住許可に関するガイドライン」の1(1)の素行善良要件は、例えば、日本国の法令に違反して懲役、禁錮又は罰金に処せられたことや、日常生活において風紀を乱す行為を繰り返すことがないことなどを求めているものであり、審査において、同要件に適合すると認められるか否かを判断する運用としているため、御指摘の部分については変更する必要はないものと考えております。
「永住許可に関するガイドライン」改正後の運用に対する御意見		
8	公的義務に係る提出資料は何年分必要なのか、また、具体的な審査基準について教示願いたい。	申請時の提出資料については、法務省のホームページで御案内する予定です。
9	永住許可に関するガイドラインの1(1)～(3)を満たさない、生活保護を受給している外国人が多いが、政府は放置しているのか。	永住許可については、入管法上、(1)素行が善良であること、(2)独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、(3)法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めることの3つの要件を全て満たす必要があります。ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しないこととしていますが、(3)の国益要件には適合している必要があり、永住許可に当たっては、厳格な審査を行っています。
10	申請に係る提出書類を簡略化できないか。	永住許可申請に係る提出書類は、永住許可の法令要件に基づいて判断するために必要であり、簡略化することは困難です。
11	公的義務の履行については、個々の事情を十分に勘案すべきであり、公的義務の履行をしていないという理由のみで、永住申請の要件を満たさないと一律に排除することは適切ではない。	公的義務の履行状況の確認に当たっては、個別具体的に状況を勘案しつつ審査を行っています。
12	保険納付免除期間や納付猶予の承認等を受けている場合においても、永住許可審査においては、未納として取り扱うのか。	同上

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
外国人の在留又は永住許可制度全体に対する御意見		
13	永住権を与えることはせず、その元となる移民政策も廃止すべきである。	永住許可については、入管法上、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めることの3つの要件を全て満たす必要があり、厳格な審査を行っています。また、今回の「永住許可に関するガイドライン」の一部改正は、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、同ガイドラインに同在留資格の取扱いを明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図るものであり、既存の外国人の受入れ範囲を変更するものではありません。
14	「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経歴を有する者(マスター以上)」を優先し、日本に永住できるようにすべきではないか。	我が国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力を持った「高度専門職」の在留資格で在留する外国人の方に対しては、出入国在留管理上の優遇措置として、永住許可に必要な在留期間を緩和しています。
15	外国人と地域住民との軋轢やトラブルもよく耳にすると、外国人の受入れはテロや暴力的な集団行動を招くことになるのではないか。	永住許可に当たっては、厳格な審査を行っており、永住許可後であっても、申請時に虚偽の申告を行うなど法定の事由に該当すれば、在留資格の取消しや罰則の対象となるほか、一定の刑罰法令違反等があった場合は退去強制の対象となり得ます。
16	ガイドラインの「1(1)素行が善良であること」について、地域住民との軋轢やトラブルがあるかもしれない、そういった事実について知りようがないのではないか。日本で犯罪を犯す外国人について送還させてから、永住許可について検討すべきではないか。	永住許可については、素行善良要件として、例えば、日本国の法令に違反して懲役、禁錮又は罰金に処せられたことがないことなどを求めており、永住許可後であっても、申請時に虚偽の申告を行うなど法定の事由に該当すれば、在留資格の取消しや罰則の対象となるほか、一定の刑罰法令違反等があった場合は退去強制の対象となり得ます。
17	外国人が日本の国益に適合すると言えるためには、一定以上の日本語能力及び日本国の文化・社会等に対する理解力も求めるべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
18	永住許可後に公的義務不履行や海外移住が発覚した場合など永住許可に関する法律上の要件を満たさなくなった場合に永住を取り消す制度についても検討すべきである。	同上
19	外国人にとって、在留期間の制約のない永住資格を取得することは、居住国である日本で安定的な生活を送るための貴重なステップであり、共生社会の基盤の一つでもあることから、共生社会の実現を掲げる日本政府は、今後、より一層、永住許可要件を緩和すべきである。	今回の「永住許可に関するガイドライン」の一部改正は、在留資格「特定技能」が新設されたことに伴い、同ガイドラインに同在留資格の取扱いを明記するとともに、同ガイドラインの内容の明確化を図るものであり、永住許可要件の緩和を目的としたものではありません。また、永住許可については、入管法上、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、法務大臣がその者の永住が日本国の利益に合すると認めることの3つの要件を全て満たす必要があるところ、永住許可については、引き続き本制度を適切に運用してまいります。
20	外国人だらけで問題が続出している現状、条件の緩和には反対する。	同上
21	永住許可に関するガイドラインについて、差別や偏見等を未然になくす観点から、許可要件を更に追加すべきである。	いただいた御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。
22	ガイドライン中に、このガイドラインが何を根拠として作られており、何について定めているのかを書き加えるべきである。	「永住許可に関するガイドライン」は、出入国管理及び難民認定法第22条の永住許可に関するガイドラインを定めたものです。
23	外国人を滞在させるかさせないかの権限は国にあるところ、厳格な出入国管理をしてもらいたい。	我が国における全ての人の出入国及び本邦に在留する全ての外国人の在留の公正な管理を図るため、法務省として引き続き適切に取り組んでまいります。